

新 条 文	旧 条 文
(本人確認情報の利用に係る事務等) 第二条 法第三十条の十五第一項第二号に規定する条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。 一 私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等並びに高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科をいう。以下同じ。）における教育の振興及び授業料等の負担の軽減を図るための事業であつて規則で定めるものの実施に関する事務であつて規則で定めるもの 二 東日本大震災により被災した幼児又は生徒の就園又は就学の支援等のための事業であつて私立学校の幼児又は生徒の授業料等の減免のためのものの実施に関する事務であつて規則で定めるもの (削る) (削る) 三 青森県心身障がい者扶養共済制度条例（昭和四十五年三月青森県条例第十三号）による年金又は脱退等一時金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	(本人確認情報の利用に係る事務等) 第二条 法第三十条の十五第一項第二号に規定する条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。 一 私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等並びに高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科をいう。以下同じ。）における教育の振興及び授業料等の負担の軽減を図るための事業であつて規則で定めるものの実施に関する事務であつて規則で定めるもの 二 東日本大震災により被災した幼児又は生徒の就園又は就学の支援等のための事業であつて私立学校の幼児又は生徒の授業料等の減免のためのものの実施に関する事務であつて規則で定めるもの 三 私立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業であつて規則で定めるものの実施に関する事務であつて規則で定めるもの 四 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の規定に準じて行う外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの 五 ウイルス性肝炎（B型肝炎及びC型肝炎に限る。）の早期治療の促進を図るための事業であつて規則で定めるものの実施に関する事務であつて規則で定めるもの 六 青森県心身障がい者扶養共済制度条例（昭和四十五年三月青森県条例第十三号）による年金又は脱退等一時金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

新 条 文	旧 条 文
四 青森県営住宅条例(昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号)による準県営住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの 2 法第三十条の十五第二項第二号に規定する条例で定める執行機関は、教育委員会とし、同号に規定する条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。 一 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第四百四十四号)の趣旨に基づく特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの 二 青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例(昭和五十年二月青森県条例第一号)による修学奨励金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの 三 青森県立高等学校授業料等徴収条例(昭和四十年三月青森県条例第七号)による授業料等の免除に関する事務であつて規則で定めるもの 四 国立又は公立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業であつて規則で定めるものの実施に関する事務であつて規則で定めるもの 3 法第三十条の十五第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定による本人確認情報の提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。	七 青森県営住宅条例(昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号)による準県営住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの 2 法第三十条の十五第二項第二号に規定する条例で定める執行機関は、教育委員会とし、同号に規定する条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。 一 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第四百四十四号)の趣旨に基づく特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの 二 青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例(昭和五十年三月青森県条例第一号)による修学奨励金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの 三 青森県立高等学校授業料等徴収条例(昭和四十年三月青森県条例第七号)による授業料等の免除に関する事務であつて規則で定めるもの 四 国立又は公立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業であつて規則で定めるものの実施に関する事務であつて規則で定めるもの 3 法第三十条の十五第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定による本人確認情報の提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。